

議案第129号

## 静岡市適応指導教室条例の一部改正について

静岡市適応指導教室条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月19日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市適応指導教室条例の一部を改正する条例

静岡市適応指導教室条例（平成18年静岡市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「

静岡市ふれあい教室	静岡市葵区駿府町2番80号
-----------	---------------

を

」

「

静岡市ふれあい教室	静岡市葵区駿府町2番80号
静岡市かがやく教室	静岡市駿河区南八幡町25番21号

に

」

改める。

第2条中「高等学校」を「幼稚園、高等学校、中等教育学校の後期課程」に、「、高等専門学校及び幼稚園」を「及び高等専門学校」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月29日から施行する。